

特別寄稿

## 「国際比較民事訴訟法セミナー」

[ 訳者代表まえがき ]

本稿は、2004年4月から5月までレーゲンスブルク大学法学部ペーター・ゴットバルト教授およびゲント大学法学部マルセル・シュトルメ教授を立命館大学客員教授として招聘し、本学法学研究科において国際比較民事訴訟法セミナーを開催して戴いた際の独文および英文原稿の翻訳である。本稿の立命館法学への掲載に際してご快諾を戴いた両教授に心から感謝の意を表する次第である。また、原稿の翻訳およびセミナーのコーディネーターとしてご協力戴いた、工藤敏隆氏（弁護士・(財)知的財産研究所・特別研究員）、生田美弥子氏（外国法弁護士）、ならびに本間学講師（朝日大学法学部）に感謝申し上げたい。本稿の翻訳は、いずれもアメリカ、フランス、ドイツなどに留学経験のある若手の実務家および研究者によるものであり、私は、本セミナーを企画した本学の責任者として、形式的に共訳者として名前を連ねているに過ぎない。

まず、シュトルメ教授は、国際訴訟法学会理事長として、ご高齢にもかかわらず精力的に世界中を駆け巡りながら、民事訴訟法学の発展に大変尽力されておられ、文字通り、世界の訴訟法学の第一人者である。また、ゴットバルト教授は、現在、ドイツ国際手続法学会理事長の要職にあり、国際訴訟法学会の事務局長も兼任されている。シュトルメ教授およびゴットバルト教授とは公私に渡って、家族ぐるみで大変お世話になり、また私は両教授ご厚意で国際訴訟法学会の正会員にもご推挙戴いた経緯がある。この度、両先生方を本学客員教授として招聘することができたことは、本学ならびに私個人にとっても大変名誉なことであると心より感謝申し上げている。

さて、今回の企画では、ゴットバルト教授には、「比較民事訴訟法」と「ヨーロッパ民事訴訟法」に関する英語による講義および「国際民事訴訟法の現状」に関するセミナーをそれぞれ開催して戴き、またシュトルメ先生には、「ヨーロッパ民事訴訟法の統一」に関する英語による集中講義を開催して戴いた。集中講義やセミナーには本学スタッフ他、他大学からも多くの皆様にご参加戴き、大変大きな研究成果を挙げることができた。この場を借りて改めて関

係各位に深く感謝申し上げたい。

私は、従来ドイツ人研究者とドイツ語原稿を翻訳・通訳する形でオーソドックスな民事訴訟法セミナーや集中講義を立命館大学に奉職して以来、過去14年間に20回程度開催してきた経験がある。しかし、国際的な学会やシンポジウムにおいては、公用語としての英語の使用はもはや避けられない状況にまでできていると実感している。また、日独を越えたグローバルな視点からの法的諸問題を教育・研究していくためには、英語による法学教育・研究の必要性は今後益々高くなるものとする。したがって、今後の教育・研究手法としては、わが国の法制度との比較教育・研究の対象としてドイツ法やEU法を素材としながらも、英語による教育研究の方法について真剣に検討する必要がある。因みに、オリジナルの英文原稿は Ritsumeikan Law Review Nr. 22. に掲載されているので、併せてご参照戴ければ幸いである。

今回、両教授を本学客員教授として招聘したのは、2006年に計画されている国際訴訟法学会の京都大会（立命館大学にて開催予定）の企画準備のための協議を行うという目的もあった。同学会の日本側副理事長を務められている谷口安平教授（東京経済大学現代法学部・京都大学名誉教授）をはじめ、松本博之教授（大阪市立大学法学部・日本民事訴訟法学会理事長）、本国際訴訟法学会招致プロジェクトに賛同されている渡邊惺之教授（立命館大学法科大学院）、酒井一教授（同）、橋本聡教授（東海大学法学部）、ならびに中野俊一郎教授（神戸大学大学院法学研究科）等のご意見も踏まえて、国際訴訟法学会の京都開催について建設的な協議が幾度となく行われた。今後ともシュトメル教授およびゴットバルト教授と密接なコンタクトを取りながら、是非2006年に計画されている国際訴訟法学会を京都の地において成功させたいと願っている。

最後に、両教授を本学客員教授として同時期に招聘する意義にご理解を頂き、格別なご尽力戴いた立命館大学の教職員のすべての皆様、そして、私の国際交流企画をいつも陰で支えてくれている家族に心より感謝申し上げます。

なお、本研究は「平成16年度科学研究費補助金基盤研究(CX)16633003「国際訴訟法と法曹養成」」の研究成果の一部である。

出 口 雅 久